



令和 7 年 6 月 13 日

報道関係者各位

佐賀県 武雄市役所

## 酒気帯び運転による職員の処分について

この度、職員が酒気帯び運転を行ったことについて、地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定による懲戒処分並びに地方公務員法第 28 条第 1 項第 3 号の規定による分限処分を行いましたので、武雄市職員の懲戒処分の公表に関する規程に基づき報告します。

### 処分の内容

- (1) 対象者 総務部総務課付職員（課長代理待遇 58 歳 男性）
- (2) 行為の内容 令和 7 年 3 月 24 日に酒気帯び運転で現行犯逮捕
- (3) 処分内容 停職 6箇月（懲戒処分）及び主任へ降任（分限処分）
- (4) 処分日 令和 7 年 6 月 13 日（金）

### <市長コメント>

これまで、交通法規の遵守や飲酒運転の防止について、常々、注意喚起してきたところですが、本市職員が酒気帯び運転で逮捕されたことは、誠に遺憾であり、市政に対する市民の皆様の信頼を裏切る結果をまねき、心よりお詫び申し上げます。

今後は、このような事態を再び起こさないよう、服務規律の遵守のための取り組みを徹底し、職員一丸となって、市民の皆様の信頼の回復に努めてまいります。

### — 本件に関するお問い合わせ先 —

武雄市総務部総務課人事係 TEL:0954-23-9315